

平成26年10月吉日

病院長 殿
事務長 殿

公益社団法人 日本精神科病院協会
会長 山崎 學
(公 印 省 略)

精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態に関する

全国調査について（ご依頼）

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、当協会の運営につきましては格別のご理解、ご指導賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記調査は、厚生労働省の平成26年度補助金事業であり当協会が実施することとなりました。

平成26年4月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行され、保護者制度の廃止に伴い、医療保護入院は、「精神保健指定医1名の判定」と「家族等のうちのいずれかの者の同意」を要件とすることとなりました。

また、改正法では、①退院後生活環境相談員を設置する義務、②地域援助事業者を紹介する努力義務、③その他の退院促進のための体制整備を講じる義務（医療保護入院者退院支援委員会の開催）を課すなど、精神科病院の管理者に新たに医療保護入院者の退院促進のための措置を講じる義務が加わりました。

本調査では、法改正施行後の全国の精神科病院の医療保護入院に係わる実態を把握し全国の精神科病院等で活用可能な業務に関するガイドラインの作成、及び、改正法附則第8条において入院の手続きの在り方等について見直し規定が設けられたことを鑑み、今後の見直しに向けた政策提言を行うことを目的として実施いたします。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではありますが、趣旨をご賢察のうえ何卒ご協力方よろしくお願い申し上げます。

記

【送付書類】

- | | |
|--|-----------|
| 1. 調査の概要 | 1 枚 |
| 2. 「精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態に関する全国調査」
アンケート用紙 | 5 枚
以上 |

※ご回答いただいたデータは本調査実施目的のみに使用し、個別病院の情報が外部に漏れることは決してございません。

調査の概要

【調査名】

精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態に関する全国調査。

【調査目的】

医療保護入院時の家族間の意見の不一致・市町村同意の実態等の改正法施行後の入院手続に係る課題、退院後生活環境相談員の設置状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会の開催状況等の全国調査を実施しガイドラインの作成及び政策提言を行う。

【調査対象】

公益社団法人日本精神科病院協会に加盟されている全会員1,208病院及び国公立等の精神科病院約210病院を対象。

【記入対象期間】

「平成26年4月～平成26年9月」の期間で、「平成26年9月30日」現在のもの。

【回答方法】

回答は原則として、質問票のエクセルデータに入力したものを、「電子メール」に添付し日本精神科病院協会あてに返送ください。

E-mail : chousah@nisseikyo.or.jp

質問票データは、下記日本精神科病院協会ホームページからダウンロード可能です。

日本精神科病院協会ホームページ

URL : <http://www.nisseikyo.or.jp/about/katsudou/hojokin/3598.html>

※なお、ホームページ閲覧や電子メールの利用が困難な業務環境である場合、回答は「FAX」にて日本精神科病院協会あてに返答ください。

FAX : 03-5232-3309

【回答期限】

平成26年10月31日（金）

【本件に関するお問合せ先】

公益社団法人 日本精神科病院協会 事業部

〒108-8554 東京都港区芝浦3-15-14

TEL : 03-5232-3311（土日、祝日を除く平日9:00-17:30）

FAX : 03-5232-3309

メールアドレス / chousah@nisseikyo.or.jp 担当 : 大竹・深澤・黒田